

北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会の運営方法について

1. 子ども部会

- 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第28条の規定に基づき、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境を整備するため、北海道子どもの未来づくり審議会から付託された事項に関し、子どもの視点により調査するなど意見を聴取することを目的として北海道子どもの未来づくり審議会の部会として設置。

2. これまでの審議状況

- 令和3年度北海道子どもの未来づくり審議会において子ども部会のあり方を含めた運営方法を議論。

＜委員からの主な意見＞

- 様々な立場の子どもの参加を促すということの大きな方向については望ましい。
- (子ども) 委員という形じゃないと、どうしてもいけないのか。
- 頭が良くて本当に優秀な子ども達の意見を聞いても駄目だという気がする。真の子どもたちの声が聞こえてこないような気がする。
- 各振興局で(学校など)何個か手を挙げてもらって、その中に支援学校があったり、どこかのひとり親グループの中で出たということの集約という形も1つの別の方法ではないか。

- 結論は出ず、翌年度の審議会において継続審議。
- 令和4年度はこども家庭庁発足に向けた国の動きを踏まえて議論することとし、子ども部会に関する議論なし。

3. 国の動き

- こども基本法において施策にこども等の意見を反映させるよう規定(第11条)
- 本年4月に発足したこども家庭庁では、小学1年生から20代の方を対象に、こども・若者にかかわる様々なテーマについて幅広く意見を伝えられる「こども若者★いけんぷらす」の取組を実施。
- 6月30日に「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」を設置し、こども・若者の施策への参画及び意見反映のあり方等について調査審議を行っている。

4. 道の取組

- 結婚、妊娠・出産、子育てに関する現状や取組に対し、大学生ボランティアに北海道の施策や課題に意見等をもらうことで、北海道の取組に理解を深め、効果的な支援の実施に協力してもらうことを目的として、昨年8月に「北海道ユースプランナー制度」を開始。
- これまで、「結婚・少子化」、「児童虐待」、「子どもの権利・意見表明」など5つのテーマについてアンケートを実施。
- 「子どもの権利・意見表明」について「どのような工夫やルールがあれば、国や自治体に意見を伝えやすいか」との問いに対し、一番多かった意見は、「自分の顔や名前を明かさなくて良い」が全体の22.5%。次いで、「意見や伝え方を事前に学ぶ機会がある」が20.2%、「友人や知人、信頼できる人と一緒に意見を言うことができる」が16.8%であった。

5. 子ども部会の運営方法

- こども基本法の規定に基づき、これまでの審議会における議論やユースプランナーからの意見を参考に、幅広く多様な子ども・若者の声を聴く必要があることから、子ども部会については、国の「こども若者★いけんぷらす」の取組状況等を参考に、あり方も含めて本審議会で方向性を検討することとしたい。